

答申第 296 号

平成 18 年 2 月 16 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 6 月 9 日付けで諮問された特定の法人の補助金申請文書等一部非公開の件（諮問第 340 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の法人が行った平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金申請に係る文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- ( 1 ) 「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金に係る補助事業実績報告書」の別紙 1 の補助事業実施結果報告書のうち、「9 工業所有権等の状況及び見通し」
- ( 2 ) 「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金に係る補助事業実績報告書」の別紙 2 の収支決算書の補助対象経費の支出状況及び支出計画説明書（個別表）の経費区分「外注費」の種別のうち、上から 3 番目の欄に記載された情報
- ( 3 ) 「神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金交付決定取消及び補助金返還命令について（通知）」のうち、経費区分「外注費」の種別
- ( 4 ) 「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金交付決定の一部取消及び補助金返還命令に係る伺い」のうち、経費区分「外注費」の種別
- ( 5 ) 「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金交付決定の一部取消及び補助金返還命令に係る伺いの添付資料」の補助対象経費の支出状況及び支出計画説明書（個別表）の経費区分「外注費」の種別のうち、上から 3 番目の欄に記載された情報

## 2 不服申立人の主張要旨

### ( 1 ) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成 17 年 3 月 25 日付けで、特定の法人（以下「本件法人」という。）が行った平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金申請に係る文書（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### ( 2 ) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件法人による平成 12 年度中小企業経営革新支援対策補助金申請は、不服申立人が開発し販売する商品を、あたかも本件法人が開発するか

のように偽装して行われたものである。

情報公開請求は、不服申立人が開発し販売する商品の情報を、本件法人が無断使用している真相を把握するために行ったものである。

したがって、本件行政文書の非公開部分（以下「本件非公開情報」という。）すべての公開を求めるものである。

イ 不服申立人は、平成 16 年に、本件法人からモジュール（電子的基盤）売却代金の支払請求の訴えを提起され、当該訴訟は、特定の裁判所に係属している。本件非公開情報のうちの本件法人の下請法人名が公開されないと、不服申立人は、当該訴訟上、防御ができない。

また、本件非公開情報のうち、平成 13 年 4 月 4 日付けで本件法人が知事に提出した「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金に係る補助事業実績報告書」（以下「本件実績報告書」という。）の別紙 1 の補助事業実施結果報告書のうちの「9 工業所有権等の状況及び見通し」（以下「本件工業所有権等」という。）が公開されないと、不服申立人の特許申請権、発明者名誉権又は製造権が侵害されるおそれがあるので、特に公開を求める。

### 3 実施機関（商工労働部工業振興課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件行政文書について

中小企業経営革新支援対策補助金は、新たな事業活動を内容とする経営革新計画を知事に承認された事業者に対して、同計画に基づく新商品・新技術の開発等に必要な経費の一部を助成することを目的とする中小企業経営革新支援法に基づく補助金である。本件行政文書は、この経営革新計画を承認された本件法人が提出した補助事業実績報告書等である。

#### （2）神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号該当性について

##### ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

本件非公開情報のうち、法人の担当者氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号

本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

法人の担当者氏名は、条例第 5 条第 1 号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

( 3 ) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、専ら法人等の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。

(ア) 本件実績報告書の別紙 2 の収支決算書のうち、自己資金、借入金及び合計欄の当初予定額、決算額及び資金の調達先(以下「収支決算書自己資金等」と総称する。)

(イ)「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金の概算払いに係る伺い及び集合支出命令内訳票」及び「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金の精算払に係る伺い及び集合支出命令内訳票」のうち、補助金の交付を受ける法人の振込先口座の金融機関の名称、支店名、預貯金種別及び口座番号(以下「振込先口座情報」と総称する。)

(ウ)「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金交付決定の一部取消及び補助金返還命令に係る伺い及び添付資料」(以下「返還命令伺い等」という。)のうち、取引先法人の名称、所在地、電話番号、対応者氏名、請求書、出納帳並びに取引金融機関の名称及び預貯金種別(以下「取引先法人名称等」と総称する。)

イ 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、本件法人が実施した研究開発に係るノウハウに関する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。

(ア) 本件実績報告書の別紙 1 の補助事業実施結果報告書の「6 事業の日程(2)から(7)」、「7 事業の実績(2)から(8)」、「8 事業の成果」、本件工業所有権等及び「10 成果の企業化及び今後

の取り組みと課題」(以下「事業の日程等」と総称する。)

(イ) 本件実績報告書の別紙2の補助対象経費の支出状況及び支出計画説明書(個別表)の経費区分「外注費」の種別(以下「外注費1」という。)

(ウ)「神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金交付決定取消及び補助金返還命令について(通知)」のうち、経費区分「外注費」の種別(以下「外注費2」という。)

(エ) 返還命令伺い等のうち、伺いの経費区分「外注費」の種別(以下「外注費3」という。)

(オ) 返還命令伺い等のうち、補助対象経費の支出状況及び支出計画説明書(個別表)の経費区分「外注費」の種別(以下「外注費4」という。)及び「原材料費」の仕様並びに外注に係る情報(前記(イ)から(エ)までに掲げる情報と併せて、以下「外注費等の種別等」と総称する。)

#### (4) 条例第5条第4号該当性について

返還命令伺い等のうち、神奈川県顧問弁護士に対する法律相談の内容(以下「法律相談内容」という。)については、補助金の一部取消しに係る判断基準等の情報や訴訟への対応策が記載されており、公開することにより補助金交付事業等の県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。

## 4 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観

点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件非公開情報のうち、法人の担当者氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 法人の担当者氏名は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(ア) 収支決算書自己資金等、振込先口座情報及び取引先法人名称等は、専ら法人等の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あることから、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 事業の日程等(本件工業所有権等を除く。)及び外注費等の種別等(外注費1及び外注費4の上から3番目の欄に記載された情報並びに外注費2並びに外注費3を除く。)は、本件法人が実施した研究開発に係るノウハウに関する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当すると判断する。

(ウ) しかし、本件工業所有権等並びに外注費1及び外注費4の上から3番目の欄に記載された情報並びに外注費2並びに外注費3(以下「本件工業所有権等・外注費」と総称する。)は、平成10年12月4日に本件工業所有権等・外注費に係る特定の装置の特許出願がなされ、公開特許公報が発行されていることや、不服申立人から当審査会に提出されたクレーン・カメラ・システムの商品販売カタログにおいて、システム操作上の特徴として、本件工業所有権等・外注費に係る特定の装置の記載があることから、本件工業所有権等・外注費を公開しても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生している場合に限らず、将来発生することが予測される状態が存在しており、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益とこれを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回る場合にも、当該情報を公開しなければならないとする趣旨であると解される。

(イ) 不服申立人は、前記2(2)のとおり、本件行政文書の内容が不服申立人が開発し販売する商品の内容であり、本件非公開情報を公開し

ないと不服申立人の権利利益を侵害すると主張しており、この主張は、同号ただし書に該当する事由がある旨の主張を含むものと解されるので、次に、この点について検討する。

(ウ) 不服申立人が開発し販売する商品を利用して補助金の交付申請がなされ、当該商品に係る発明者名誉権、特許権申請権又は製造権が害されているというような事実があるとしても、同号本文に該当する情報を一般に公にすることが必要であるとはいえず、収支決算書自己資金等、振込先口座情報、取引先法人名称等、事業の日程等（本件工業所有権等を除く。）及び外注費等の種別等（外注費 1 及び外注費 4 の上から 3 番目の欄に記載された情報並びに外注費 2 並びに外注費 3 を除く。）は、同号ただし書に該当しないと判断する。

(4) 条例第 5 条第 4 号該当性について

ア 条例第 5 条第 4 号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 当審査会が確認したところ、法律相談内容は、本件法人に対する補助金の一部が取り消された結果に係るものであり、補助金取消しの判断基準等や訴訟への対応策が記載されていることが認められる。

したがって、法律相談内容は、公開することにより、神奈川県が関与する補助金交付事業等の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。



## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 6 月 9 日	諮問書を受理
6 月17日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月19日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月25日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
11月 9 日 ( 第47回部会 )	審議
12月 6 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12月26日 ( 第48回部会 )	審議
平成18年 2 月 1 日 ( 第50回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年2月16日現在）（五十音順）